

（第一類 第七号）

第三回國會
衆議院

大藏委員會會議錄 第十一号

（二三八）

昭和二十三年十一月二十八日（日曜日）

午後三時四十七分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 大上 司君

理事 堀江 實藏君

石原 登君

川合 彰武君

荒木 萬壽夫君

早稲田 祐三君

木藤 恒松君

出席國務大臣

大藏大臣 泉山 三六君

商工大臣 大屋 晋三君

出席政府委員

大藏政務次官 塚田 十一郎君

大藏事務官 黒金 泰美君

大藏事務官 愛知 撰一君

專賣局長官 原田 富一君

大藏事務官 松尾 俊次君

貿易局長官 永井 幸太郎君

貿易局長 新井 茂君

委員外の出席者

大藏事務官 冠木 四郎君

商工事務官 稻益 繁君

専門員 黒田 久太君

十一月二十八日

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第三五号）の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

日本專賣公社法案（内閣提出第一一五号）

貿易資金特別会計法の一部を改正す

第一類第七号

大藏委員會會議錄 第十一号 昭和二十三年十一月二十八日

る法律案（内閣提出第三〇号）
專賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第三三三号）

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案（内閣提出第三四号）
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第三五号）

○島村委員長 これより會議を開きます。

貿易資金特別会計の一部を改正する法律案に關する質疑は昨日一應打ち切つたのでありますが、念のためにお諮りいたします。ほかに御質疑がございませうか。本藤君。

○本藤委員 貿易のこととてひとつ参考にお聞きしたいのですが、本年の八月十五日から民間貿易が自由になりました。大体九月、十一月の間に、日本から、米國はもちろんです、どういふ國に出ているか。その行先をお聞きしたいと思ひます。民間貿易としてどういふ種別で多くの注文が日本に來ておるか。また額もどのくらい程度に上りつつかあるか。こういうようなことを大体でいいですが、こまかいことはひとつ書面であつて知らせていただきたいのですが、それを一應お聞きしたい。

次にお聞きしたいのは、かりに日本の現在の品物が、まだ日本でもそれほどの技術というか、発明というか、資材の關係で優秀なものができぬか、できぬかわからない今日、アメリカな

り諸外國から注文があつたとして、これが一應はバイヤーからそれを注文をとつて、かりに貿易應の方で許可されてやつたとして、いよいよ製品ができ上つたら、それが品の悪いとかいふことと、また向うに持つて行つて予想が違つたというやうな苦情が起きて、破談になるといふやうなことが現在あるか、ないか。もしそういうやうなことがあつたとすれば、經濟の小さい日本、今の事業家であり、また國民であるから、將來なにかやつて行けぬ。これに對して政府がどういふやうに援助されるか。もし輸出補償制度とか何とかいふことがあつて、一應成立したものに對しては、政府のある一つの補償制度があつて、補償されるならばいいけれども、そういうものまではまだ運んでいないといふものに對しては、將來どうなるか、その二点をちよつとお聞かせ願ひたい。

○永井政府委員 ただいまの第一のお尋ねは、きようは日曜日でありまして資料を持つて参つておりませんから、後ほど届けさせることにいたします。大体としては、むしろアメリカ、インド等がおもなる仕向先でありまして、アメリカは御承知の通り生糸を主にいたしまして陶磁器、インド、北アフリカ、蘭印方面等に向けまして大体精製品が七割くらい占めております。まずアメリカ、インド、蘭印が大体輸出の大部分を占めております。詳しい資料はお届けいたします。

それから第二の御質問は品質のこと

であります。戦前は日本の品物は悪

かり、安からうといふことでありましたが、戦後の輸出商はよほど目覺めまして、そう大してごまかすやうなものが出ていません。これまで参りましたクレームの百分比をとつて参りますのに、約二割くらいが返品であります。その他は積遅れとか、あるいは先方の法律を知らないで手続が間違つておるとか、いふやうな状態でありまして、輸出に對する道義心がよほど向上したやうに考へております。

それから補償制度云々といふことであります。品質に對する補償制度をこしらへるということとはちよつとむづかしいかと思ひます。もし輸出補償でもございしますれば、思ひ設けざる先方における戦亂があつたとか、ストライキがあつたとかで手形が不拂になつたとか、あるいは先方の買手が破産したとかいふことによつて生ずる不拂によつて、輸出補償といふやうなことは考へていいことと思ひますけれども、目下のことではすべて一流銀行の保証の信用状をとつたものだけ輸出をしておりまして、それから、それが続く限りは輸出補償制度は必要ないと思ひます。

○川合委員 私は商工大臣にお尋ねをしておきたいと思ひますが、これは決して私が野黨の立場において云々といふ問題でなくして、深く日本の將來を考へる上において、われわれはどうか

しても貿易といふものが、日本の産業經濟の復興のために、重要な役割、機能を果たすべき運命を持つておるといふ

やうな観点から、党といふやうなことを離れましてお尋ねしたい、かように思ひますから、どうか商工大臣におかれまして、そういう意味で御答弁願へば幸ひであります。

そこでお尋ねしておきたい点は、貿易局長官にもお伺ひしてその答弁を得たのでありますが、日本の貿易行政機關といふものは、現在商工省の外局として貿易局がある、これに對して吉田総理は内閣直屬の貿易局といふやうなことを考へておるといふやうなことを新聞に語つておられますが、當面の責任者であるところの商工大臣は、これに對してどういふやうなお考えを持つておられるか、この点を明確に御答弁願へば幸ひであります。

○大屋國務大臣 ただいま川合君からの御質問ですが、いろいろと御質問のやうな趣旨が傳へられておりますことは私も承知しておりますが、まだ私自身に對しては、總理大臣から何もさういふ貿易局の貿易機構の問題に對しまして、意見の開陳ないし傳達がないのであります。またかねてさういふことをいろいろ憂慮した民間の筋からも、貿易局の機構、すなわち日本の貿易行政をめぐつての將來の姿は、かようにしてあるべしといふやうな意見などが私のところへ申達されておりますが、私は御承知の通り、就任一箇月余りなのであります。かゝるあるべしといふ私の考えもまだ熱していないのではありまするが、いづれにしましても、御承知の通り、現在のわが國の情勢におきまし

では、輸入の方式におきましても、輸出の方式におきましても、経済再建のときは、貿易にあることは言ひまでもないことであるから、私もいろいろの観点から、ひとつこの問題は十分に研究をいたしまして、適切な改善をすべき点がいまいたしたならばそれをやつて行きたい、目下さうな心境で考慮研究中でございます。

○川合委員 ただいまの御答弁によつて私はある満足を得たのであります。が、ことに商工大臣は長年の間、民間の業者としていろいろと御経験が深いので、私は特にさういふような観点から、貿易行政機関といふものをながめてほしい。と申しますのは、この貿易行政機関にしましては、御承知の通り、外務省系統の人たちがかれこれといふようなことも過去においてあつたやうでありますし、またこれを全然生産行政と関係のない一つの機関にした場合においては、ともすればデスク・プランの一つの機関になりがちであります。さういふようなことのないやうに、どこまでも生産と密接に結びついて貿易の振興をはかる、いふ日本の産業、経済の復興と、より一層の発達をはかるというやうな観点において、貿易行政機構といふものが拡充なりあるいは強化されることを、この機会に望んでおきます。

もう一つ特にこの機会に明らかにしていただきたい点は、これはまた吉田総理が先般新聞記者との会談において、貿易関係の官吏がきわめてスキヤンダルに満ちているといふやうなことを言われおられます。私は先般貿易局長官にお伺ひしたところ、昨年の九月であつたか、ある二級事務官が一つの事件を

起した、これは当時新聞にも出たのであります。その後貿易関係の官行政吏が汚職事件を起したといふことを聞いていないわけですか。そこで世間の眼は、吉田総理のあひうやうな談話によつて、ともすれば貿易関係の官吏に對して、疑惑の眼をもつて見ておるといふやうな点は、私は貿易関係の官吏のために、はなはだ同情にたえないと思ふのであります。しかるところ、せんだつての貿易局長の御説明によつて、さういふやうなことはないといふ力強い言明を得たのであります。が、主管大臣としてこの機会に、どういふやうな事情にあるかといふことを明確にしておきたい。これは貿易行政にタッチしておる官吏のみならず、廣く官吏に對するいろいろ世間の誤解を一掃するゆゑんと思ひますので、この機会にひとつ明確に御所見を承りたいと思ひます。

○大屋國務大臣 ただいまの御質問の點に對しまして、吉田総理大臣の談話が新聞に出ておつたといふことは、実は新聞を私は読まないのですが、さういふ談話があつたといふことは聞知いたしまして、総理にどういふ根拠であなたはそのやうな談話をされたのか、談話が事實であるか、あるいはさうでないかといふことをただしてみようと思つておりました。ただ実は総理には聞いておらないのであります。またそれは別途に、実は貿易関係の事務の方から、さういふやうな種類の世間でうわさがあるといふことを聞いて、ただちに私としても貿易局長にさうな事実があるかといふことを長官ないし次長に話をしましたところ、川合君もお聞き及びだそうですが、長官初め次長そ

の他も、貿易局長に關する限り昨年の五月ごろでしたか、一、二、二級官でさうな汚職事件を起したのがあるといふやうなことを、私報告を受けたのであります。が、とりとめて貿易局長自体にさうな腐敗の事實はないといふことなので、私も一應その程度で安心しておるわけなのであります。何しろ御承知の通り、貿易局長は貿易局長自体に貿易事務に關係してあります公團といふやうなもので、たくさんの方を動かしておるものでございまして、あるいはまたいろいろな物を扱う役所でございます。關係上、あるいは世間にいろいろうわさがあるかと思ひますが、今後ともよく注意をいたしまして、もしさうなことがあれば、むろんこれをただちに摘発糾弾いたしますが、ただいまのところではとりとめて何にも報告を受けておりませんから、さういふ事實は私もないと信じておる次第でございます。

○川合委員 商工大臣から力強い言明を得まして、私たちもさうあるべきことを信じておきます。次にお尋ねしておきたい点は、同時にまたこれはわれわれとしても希望をいたす点であります。御承知の通り、ある政党が貿易亡國論といふやうなことを盛んにとなえ、ひいては日本の現在の貿易はむしろ日本が植民地化、あるいは半植民地化を希望しておるといふやうなことを一般的に宣傳しておるのであります。これらのはわれわれから考えるならば、非常に害あつて益なしと考えるのであります。従ひまして私もはまず一般の人々が貿易の知識を大いに得る、さういふことが貿易振興を促進するゆゑんだ

ろうと思ふのであります。が、商工大臣としては、ある政党によつて誤解されたとこの貿易知識に對しても、正確な貿易知識を普及するやうなことをお考えであるかどうか。われわれとしてさういふ點に關しては、及ばずながら黨派を離れて御協力申し上げたい。かように考えるのであります。が、御所見を承りたいと思ひます。

○大屋國務大臣 ただいまの御質問の、ある政党が貿易亡國論をとなえておるといふやうな、もし事實がありといたしますならば、これはとてもない間違ひでございます。現在の日本の事情から申しまして、この貿易を振興するといふのが、経済日本の再建の最も有力なる手段であるといふことは、嚴として間違ひのない事實でございます。私はいやが上にもこの貿易を振興するやうに、あらゆる點におきましてこれから努力をし、欠陥がございしますならば改善をし、朝野をあげてこの貿易の振興を大いに期したいと考えておる次第でございます。ひとつ國會議員諸君におかれましては、この點を御認識いただき、御協力を願ひたい。さういふことを考えておる次第でございます。

○川合委員 もう一点だけ、これは商工大臣と特に大蔵大臣に御質問し、かつまた希望を申し述べておきます。これは私が今までのこの國會あるいは前國會においてもしばしば述べたところでありまして、日本の貿易の日本は産業経済を左右するものは爲替レートにある、ところが御承知のように、これを三百円にするか五百円にするかによつて、日本のインフレーションがどういふようになるか、あるいは

デフレーションに導かれるかといふ問題とかなり關係するわけであり。この場合、ともすれば個別経済、各私企業の關係から、極力円爲替を安くしたいといふ希望があるわけであり。が、さういふやうな各個別経済を満足せしめるやうなことはなかくできない。同時にまたわれわれは、日本の爲替レート決定といふことが、われわれ日本の力のによつて解決し得られないといふやうに思ふのであります。が、これらに關して、關係筋に對してさういふやうなことを政府として希望しておるか、爲替の早期一本建決定といふことが言われておりますが、もちろんわれわれは理論的に、また實際的に早期一本建決定といふことが決定されるべくもないと思ふのであります。が、商工大臣、大蔵大臣はさういふお考えであるか、また關係筋はさういふ意向を傳達しておるか、この機会に明らかにしておきたいと思ひます。

○大屋國務大臣 爲替の問題につきましては、目下朝野をあげて関心を注いでいる次第でございます。が、お説の通り、現在のわが國の産業の狀態が、相當に力の整備できたものもござい。また非常に薄弱なものもあつて、コストが非常に高くつく、従つてその關係におきまして、輸出の面にかんがみましますときにも、御承知の通り二百円台でいけるものもあり、あるいは相當の輸出品にいたしまして、八、九百円に上るといふものもござい。まするし、これらはある時期において一本にいたして行くといふのが、この貿易の常道であり、かつさういふだけならばならぬのであります。が、これをいたしますために、いたずらに時期

を急いでこれを一本化するという場合には、そのために産業として成り立たないというようなことがございますので、やはり相当のところにある一定の目標を暗示いたしまして、産業界に對して、ここまでついで來い、ここまでお前の産業を改善しろ、そうしてそれが実行できないものは國際經濟の自由競争市場から脱落するのであるというような、自覚を促すある一定の期間を設けたしまして、たとえば今千八百円でないし九百円でなければ輸出のできないものも、六百円ないし五百円までにしようとしても下げるのだと、ある相当の期間を與えて、ここに向つて産業の合理化を促すように指導して行く、さうな私は一定の時間がそこに必要であらうと思ひます。もちろん早く一本にいたす希望ではございますが、そこに相當の時間、すなわち企業の合理化の時間が必要で、その時期は論者いろいろな論がありますが、來年の春といふ説もあるし、あるいは來年の夏、秋といふ説もあります、ともかくもどういふ時期にさうな適當な時期が参りますか、現在予断は許しません、が、相當の期間が必要であると考へて、なるべくその期間を早く到來せしめて、一本爲替の實現を期したいと思つております。この点につきましては、もちろん在來貿易方面におきまして、いろいろな資料をもちまして、た日本經濟の見通し、國際經濟の獨立的な議論もいたし、研究を續けていけるような次第でございます、これら先も私たちはこの点を慎重に誤らぬように、適當な時期に爲替の一本

トの実現ができませんように、内外の経済界の実情と、商工行政とを十分にこれに對應せしめ、かつまたあちらの關係とも十分打合せをいたしまして、適當の時期になるべくすみやかに一本レートの実現を期したい、さうように考へておる次第であります。

○泉山國務大臣 一本爲替の問題につ
きまして、川合さんにお答え申し上げ
ます。ただいま大屋商工大臣よりある
申し述べられましたが、私はまづたく
その所見を一にするものでございま
す。以上で御了承を願います。

○川合委員 私は最後に商工大臣にお尋ねしたのであります。これは昨日も早稲田委員からも御意見が漏らされ

ておつたのでありますが、私たちは決してさようなことがないとは思ひまするが、一般的に、この貿易資金特別会計によつて処理されておる各公團

のいろ／＼な輸出関係の品物が、疑惑の目をもつて見られているというよゝな氣がいたします。われ／＼は決して

そういうようなことがないと思います
が、これらに關して、商工省において
ほどの程度の調査をされておるか。同

の代表として、こういうような特別会計法を審議する關係上、やはり場合によりますならば、小委員会のような

のを設けて、われ／＼の責任において
実情を把握したいというように考えて
おるわけでありますが、商工大臣は

しては、たゞさが世間に流布されてゐるような疑惑の目に対しまして、どの程度に関心を拂われ、また実態をつまれておるか、この点を明らかにし

○大屋國務大臣 公團方面は、御承

の通り、いろいろな物を取扱います。關係上、かりに事実がないといたしましても、とかく世間の疑惑を招きやすい關係にあるのでございまして、私が最初に申し上げました通り、公團方面におきましても、現実に汚職事件がここに胚胎しているということを、まだ報告を受けておらぬのでございします。が、將來も十分これに対して注意いたしますとともに、よく調査研究いたしまして、川合君の仰せのように、小委員会というようなものももしどうしても必要であるというような場合がございますならば、御趣旨に沿うて適當な措置をいたしたいと考えております。

○本藤委員　大蔵大臣が見えているからちよつとお尋ねいたしますが、貿易に關して、日本の間屋なりメーカールバイヤリによつて商談が成立し

た。そこで商工省からヴァリユエーションをいただいたとしても、向うから信用狀が来なければ金融ができぬとい

うような、そういうような手続を一切とつておつたら、なか／＼注文を受けて、今度は納付するまでに相当の目数

が、今の一般問屋にしては、
カーにしても、これに対する資金とい
うものはとうていあるはずがないか
ら、一切が順調に進んで行かないこと

になると、この間に、つまり貿易はど
うしても日本を再建する一つのほん
うの枢軸というか、中心になる問題

あるとわれ／＼は思うので、これの正滑に行ける方法がひとつほしいのである。大蔵大臣のこれに対する所感と

うか、御方針を承りたい。

○泉山國務大臣 よく私にはわかり、

せんから、政府委員をしてお答えいた
させます。

○永井政府委員　ただいまのお尋ねであります、貿易手形を発行し、それを割引することにおいては、その振当に対する信用状が来るといふことを條件としてはおりません。従つて民

間の信用ある業者は、信用狀の宛てに
来ないにもかかわらず、信用を得てお
るのであります。それから御存じの通
り、近來非常にたけのこのごとく輸出
業者というものができておりますの
で、それらの人たちに、契約ができた

形を割引するといふだけの信用を與へることができない場合に、海外の信用狀の來るのをお待ちしなすといふやうなことは、銀行の自衛上すややおを得ないと考えております。

○本藝委員 大体常識的の金融といふ

ものは、これはむろん現在行われては
りますが、結局私、前の委員会でもち
よつと質問したように、日本のあらゆ
る中小企業がだん／＼と貿易に振向
て行く、また行かなければ日本の再
はできぬというふうなわれ／＼は考
てゐるのでありますが、こういう場合

に、今までの既設的な業者は自分の所有品もあり、また銀行に対しては相信用もあるから、これはそれなで、私は順調に行くと思います。し
しこれから新しくどん／＼この方
に進出して、自分が努力してみたい

いう人に対しては、要するに問屋と
えども、またその業々の種別によつ
の問屋もできるだろうし、また新し
義明をしたメーカーもどん／＼でき
行くと思う。こういう場合に、今の

うな状態で行く、かりに成立はして、商工省からその成立に対するところの責任をとり、

しても、金融には今結局向うから信用
 状というものが来なければならぬとい
 うふうにわれ／＼は聞いておるのであ
 ります。もしそういうものの手続が完
 了すれば、心算も商談は一切そこで成

立するかも知れませんが、これがなかなか問題で、商談が成立しても、その納品の期間に納まらないと、結局また將來苦情になつたりいろ／＼になりますから、私はこういうふうな今後新

たメーカーにしても、これを大蔵省並に
局がよく考えて、うまく日本銀行と中
銀行との連絡をとつていただいて、
貿易の発展のために、一段の努力を願
いたいと私は思うのであります。今呼
の融資に対する一つの増額——だんだ

ん次から次へと増額されて來ると思ふのであります。だからこれは復金などと同じように、貿易資金がますます／＼から次へと増額されて行く段取りにあると思うのであります。これに對する、ただ今までの既設的の間屋とか、メーカなどに行くということではな

て、新しい人たちにもどうか道を開くように、大藏当局の方で今から心配願いたいという氣持で、特に大藏大官に質問というか、御所見を承つたり、なお注文したのであります。それどころで、お願いしたのであ

○泉山國務大臣 拜承いたしました。
○島村委員長 本案の質疑はまだ盡
ないかと思いますが、一時中止いた
まして、日本專賣公社法案を議題に
ます。

たしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○島村委員長 御異議なければさよう決定いたします。

○島村委員長 それではこの際日本専賣公社法案を議題といたします。発言の通告があります。これを許します。佐藤君。

○佐藤(觀)委員 大蔵大臣に御質問申し上げますが、近き追加予算が上程されると聞いておりますが、その新資金給與ペースに対して、その財源としてタバコの値上げあるいは汽車賃の値上げの問題を取上げられるかどうかをお尋ねいたします。

○泉山國務大臣 佐藤さんにお答え申し上げます。目下関係方面との間に追加予算については折衝中でございますが、その中に新資金ペースの財源としたしまして、タバコの値上げを含むものか、どうかのようなお尋ねでございますが、新資金ペースの財源としてさようなものを見込んでゐることはないのであります。

○佐藤(觀)委員 そうすると、今度はよいと事實公社ができて、新しい機構に移ると思つてありますが、この新しい機構に移るにあたりまして、大蔵大臣はどういうような腹案でこの事實公社を運営されるか、その大体的方針を伺いたい。

○泉山國務大臣 ただいまのお尋ねの御趣旨はよく承しかねたのでございますが、本法案にみる掲げられましたその方針によりまして、運営いたすのでございます。

○佐藤(觀)委員 この法案に対してわれわれが非常に疑問に思ふのは、今まで

の長い間のタバコ専賣局の仕事と民間の仕事との間に――今度は公社でありますから、多少今までと違つた機構になつて参りますが、そういう機構の場合におきまして、運営に全然懸断が来ないものかどうか、そういう点について大蔵大臣の立場からお答え願ひたいのであります。

○泉山國務大臣 お答え申し上げます。本専賣公社は本法第一條にもあります通り、その設立の目的の一つは能率の向上にあるのであります。しかしながら本公社がその発足ただちに能率を上げ得るものとは、必ずしも期待し得ない、かもしれないのでございますが、しかしながらこの公社が独立の一運営形態といたしまして、新たに発足せんとする限りにおきまして、その責任態勢において当然能率が前提にならなければならぬと思つてございまして、あらゆる法規の運営もその一点に集中せられて、もつて運営せられるもの、さうして御了承願ひたいのであります。

○佐藤(觀)委員 先日の公聴会におきまして、このタバコの専賣公社法案に対していろいろな方面から反對がありました。こういう点についてわれわれもその反對の理由をいろいろ調べたのであります。せつかくこういふような案が労働組合の關係上出て来た以上は、これを有効に使うのをわれわれの建前とするところでございますけれども、しかしさういふように實際に機構がかわつて来ますと、かえつてタバコの配給問題などについてもいろいろ不便をかけるおそれなしではないのであります。そういう点についての準備はうまく行つておりますかどうか、

大蔵大臣から御答弁願ひます。

○泉山國務大臣 お答え申し上げます。本専賣公社はただいま申し上げました通り、独立の形態といたしましてその責任態勢の中にあるのでございまして、一面におきましてはタバコ専賣益金の確保をはかり、他の一面におきましてはこれが従業員諸君の生活並びに福祉の上に遺憾なきを期すると申します。か、一層の厚きを期する、かようなことに相なりますので、必ずやその経済性は高揚せられるもの、かように期待をいたしてゐるような次第でございます。

○山下(春)委員 大蔵大臣にお尋ねいたします。この間の公聴会のお話のうちに、私もこの法案がただいま大蔵大臣が述べたのとく、少しも能率的でないといふことの確信を持つております。ただ官僚の變形による官僚温存でありまして、決して能率的の機構に改革されておらないのであります。のみならず、今タバコ専賣は御承知のように財政事實でございまして、むしろ財政の面で非常に大きな予算面の力を持つておるとは当然であります。その九百四十三億という國庫に入ります財源を捻出するために考えられた一つの考へ方の中に、タバコの原料といふものを少しも考えられておらないと思ふのであります。これは本年度におきまして、タバコの葉が五百萬ポンドくらいは賠償に充てられておる中で、品質不良のために百二十萬ポンドくらいしかその荷物ができていないといふことを漏れ聞いておりますが、さういふ面から考えましても、日本の農業というものはどうしても多角化しな

ればならないという現実の今の場合において、タバコを抜きにいたしまして、南方の暖かいところはよいのであります。東北あるいは北海道のような寒冷地帯においては、タバコを抜きにしては農業の多角化はほとんど考えられないのでございまして、耕作農民が五十年の間、非常に苦勞のあとを残しまして、たとえば福島縣のものごとときは相当優秀な賠償の対象になつておりますが、タバコが趣味の世界のものだけに、法律をもつてのめという規制もできないのでありまして、将来民間に移行された場合において、よりよい、より安い値段でのむといふことになると思ふのであります。

そうすれば日本のタバコの寒冷地帯におけるところの改良を施すのに非常に困難な地域、氣候風土の悪いところ、今日まで非常な五十年間の苦勞して来た改革といふものを、すべて放棄しなければならぬといふことに私は到達すると思ひます。さういふ観点で九百三十四億の財源が、いかなる方法にしても國庫に入ればよいといふ考へをもつて、その機構を改革されることが、害あつて益がないと私は思ふのであります。またこの法案だけを見ますと、なるほど今の専賣局の看板を裏返しただけであつて、そのことによつて公社という名前がついただけで、おそろく取締りといふものは一挙に乱れる、これは私はタバコ産地の人間だけに確信をもつて言えるのであります。のみならず、将来の農村に対する非常に大きな打撃を考えますと、大蔵大臣の言うように、眞に能率本位に考えられるならば、もつと徹底的に

民間経営に移すべきであつて、かくのごとき非能率的な、いろいろな役員制度を見ましても、官僚を温存した惡き一つの非能率的の運営の面が見られるのであつて、少しも能率化してないといふこの公社法案というものに対して、さういふ将来の農民その他に與える打撃をいかにして防ぐか、あるいは能率化されておるといふ点はどういふ点か、この点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○泉山國務大臣 ただいま山下さんからるるタバコ栽培につきましてお話がございました。まことに啓蒙されたのであります。本専賣公社法案におきまして、從來のタバコ栽培に對しまして、今度の公社の面においては何らかその間に變化を來すやの御憂慮の点があつたやに拜承いたしましたのであります。さういふ点につきましては、さういふのと考へますのみならず、一層これが指導獎勵に當りたい、かように思ふのでございます。さうして本公社の能率を上げますためにいかなる法規がありや、方策ありや、かようのお尋ねでございます。これはその実情に即しまして、臨時隨所は施策を展開したい、かように思ふのでござい

○山下(春)委員 能率向上の問題で、大蔵大臣は随時隨所に適當なる措置を講ずるといふお話でございますが、タバコ耕作といふものはただいまは收納期でございます。これが専賣事業であるといふことについては、一糸乱れず、苦労に耐えて收納が完璧に行われてゐることは御承知でいらつしやいまして、うけれども、あの六百億くらいある梱包を、一日のうちに收納係官も收納者

も協力してやつておるのであります。ああいつたような苦勞は、非常に限られた一つの時間とか、あるいはいろいろの事實法による一つの規定があるために、非常にスムーズに、しかも労働基準法とか何とかいうことをほとんど無視したかのように見える一つの働きをいたしておりますが、これがもしも公社というものがたゞ事務局の看板を裏返しただけであるということから考えれば、そんななまはんかなものをこしらえても、何にもならないと思ひますが、將來やはりこれは民間の営利会社に移行される下心があつてこしらへられたものと思ひます。そういう場合に、今大蔵大臣は随時随所におつしやるけれども、とうてい私にはそれは想像がつかないものであります。おそらくこれは日本全体としても、ちつとも得はしないことであらうと思ひます。のみならずそういうふうな機運がもうすでにタバコの方に興えられたとしますれば、品種の改良というものは必至だと思ひます。その品種の改良をせしめるのに、貧乏な百姓の自己犠牲において改良しろなどと言っても、それはとうていできないことでありまして、どうしてもそれは國がめんどうを見て、改良の犠牲を國が背負つてやらなければならぬと思ふのであります。しかしそういう面に対して、この公社法案でそれを随時随所にやるとおつしやるけれども、どういふ方法をもつておやりになるのか、あるいは大蔵大臣自身この公社法案に対して、心から腹の底から賛成しておいでになるのであるかどうか。公務員法から、この事務局に従事いたしております労働組合員を除外してやりたいというために

のみ考えられていたのであつたら、公務員法というものはまだ決定してありませんが、その公務員法の中にも団体協約権などの許されるような場合においては、何ら企業体の労働組合法案の中にあるものと大差ないと思ひます。それならばただいまこういふときに機構いじりをなさる必要はないと思ひます。どうしてもこの公社法案の方がよろしいとお思ひになるのかどうか、あるいはそういう点をいろいろ勘案して、今日ただいまこれを通過させなくても、よりよき方法をもう少し御熟考なさる御意思があるかどうかを承りたいと思ひます。

○泉山國務大臣 お答え申し上げます。本專賣公社そのものの根本についてのお尋ねでございますが、今日ただいまにおきましては、本公社をもつて適當とするものと、かように解釈いたしておるのであります。本公社は申し上げるまでもなく、いろいろ客觀情勢にもよりまして、沿革的にはまた一つの理由がございますことも、あわせて御了承のところがあつたのでございまして。なお將來につきましては、お話がございましたが、これは將來につきましてのお考えにつきましては、時代とともにいろいろ考えもあることかとも考える次第であります。

○山下(春)委員 大蔵大臣は、この公社法案が非常に時宜に適した、いい法案だとおつしやるのでありますが、私とは根本的に考え方が違つております。しかしこういう問題は、一國の國務大臣とか政治家とか事務局の役人とか耕作者とか、小さな領域でものを考へるべきでない。全体が打つて一丸となつて、はたしてこれがよい法案なり

やいなやということについての結論を求むべきだと思ひます。大蔵大臣は、いろいろ客觀情勢からというふうなお話で、そういうこともあらうと想像いたしますけれども、私はいろいろな意味から結論の出し方が違つておつたと思ひますが、大蔵大臣がそうおつしやるならば、私と見解が違つていふ点において、私の質問はこれで打切りま

○佐藤(勲)委員 いろいろ質問したいことがありますが、大蔵大臣が大分急いでおられますから、希望條件を申し上げておきます。前回の公聴会においても、非常に國民と關係の深いタバコの問題でありますので、今までの機構改革がかつて民衆に非常に害を及ぼすことがたくさんあつた關係上、今山下女史が言われたように、にわかに賛成しがたい点もあつたが、特に關係方面との關係もあつたので、この法案が決して満足だという考えはありませんけれども、しかし事が非常に重大なものであるだけに、この取扱ひについては十分大蔵大臣において御考慮あらんことを希望條件として申し上げておきます。

○泉山國務大臣 ただいま佐藤さんよりの御懇切なる御指示に対しましては、深く感謝をいたしますのでございまして、まづたくその心を心として進めたい、かように考える次第でございます。

○堀江委員 この專賣公社法案は、今まで私欠席してこれまでの質疑を知らなかつたのでありますが、マツカーサー書簡によつてこれが出されたものであると拜承いたします。しかし少くとも政府が專賣公社法を出されるとい

うのは、從來の專賣局なり、あるいは鐵道なり、そうしたものの運営が非常に官僚的な運営であり、非能率的な運営であつたということはお認めになつておられると思ひますが、こうした機会において、專賣事業はもつと民主化した運営をやらなければならぬ、能率的な運営をやらなければならぬといふことを、われわれは日ごろから考へておつたのであります。先ほど大蔵大臣は、この案は最も時宜に適したよい案だといふことを、さつき山下さんの質問に対して答弁されたのであります。が、われわれから見れば、ただ名称をかえただけでは、何ら能率化も民主化もされない。各條につきましていろいろ点が現れておりますが、政府として、これは、こうした機構改革の際に、これを民主化し、能率化するような態勢に考え直すという考えがあるのかないかといふことを、大蔵大臣にお伺いしたいのであります。

○泉山國務大臣 堀江さんにお答え申し上げます。本專賣公社の機構並びにその運営方式につきましては、今日ただいまといたしましては、これが最良である、かような考えのもとに本法案を本委員会に御提出申し上げた次第であります。しかしながら將來その運営上の實際の面につきまして、ただいませつかく御指摘のような、あるいは遺憾の点がありとすれば、これを改めるのに何ら躊躇いたすものではないのであります。いわんや御指摘のごとき經營の民主化の点につきましては、もとより本公社の改組の本旨に照らしまして、一略その方向に向つて進むべきものと考へておる次第であります。

○堀江委員 大蔵大臣は何か二つの意味のような御答弁であつたわけであり

ます。今ではこれが最上であるが、そういう非能率化なり、あるいは民主化しておらないところがあれば、民主化したいといふような御答弁であつたのであります。大蔵大臣も在野の時代には民自覺の政策として、企業の合理化あるいは民主化といふことを一つの主張としておられるように考へるのであります。これが民主化してあり、あるいは能率化してあるかどうか。今の能率化してあり、民主化してあるといふような御答弁は、われわれとしては承服しがたいのであります。この点われわれと見解の相違と云へば言えますが、しかし根本的に考へて、日本專賣公社法案を出すということには大きな機構の改革であつて、タバコ事業あるいはしょうのう、塩事業がそうした政府の事業とは別に、いわゆる公共企業体としてやるべきであるといふところの案が出された趣旨から申したならば、これが民主化し、能率化するような体制にならねばならない。しかるにこの法案はこの專賣局の機構を日本專賣公社法案に移し、しかもその機構はなお官僚の支配が濃厚になつておるやにわれわれは考へておるのであります。大蔵大臣は今の法案が民主化してある、能率化してあるとお考へになつておるかどうかといふことを、もう一ぺん念のためにお伺ひしたいのであります。

○泉山國務大臣 重ねてお答え申し上げます。日本本專賣公社の機構がまたそのよつてうかがわれる運営の形態が、はたしてただいま堀江さんの御期待のごとき民主化の線まで前進いたしておるものかどうかにつきましては、

私ここに答弁の限りではないのであります。しかしながらお示しの趣旨につきましては十分これを拜承いたしましたのであります。

○島村委員長 日本専賣公社法案の質疑は次会に譲りまして、再び貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案を議題として、その質疑を継続いたします。

○佐藤(勲)委員 貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案につきましては、すでに相当質疑をいたしましたので、これの質疑をここで打ち切りたいと思いますが、皆さんいかがでございますか。

○島村委員長 ただいまの佐藤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議ないものと認めます。それでは動議のごく質疑はこれをもって打ち切ります。

○島村委員長 次に専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案、並びに金融機関再建整備法の一部を改正する法律案の両案を議題として御質疑を願います。

○堀江委員 この金融機関再建整備法の一部を改正する法律案の趣旨なり御意図に対しては賛成するものであり、むしろわれわれは前の国会におきましても、郵便貯金の切捨てはすべきでないという意見を持つておつたものであります。しかしながらきめられたのであります。今回の提案理由の説明によりますと、百六十三億を百六十五億にふやす。二億円増加されるように拜聴したわけでありまして、まだ政府は追加予算を出しておられません。

この二億円はわずかな金ではあります。が、この法案が通つたら、これはどういふふうな処理されるのであるかという点をお伺いいたします。

○塚田政府委員 お答え申し上げます。これは交付公債をもつて交付する予定になっております。

○佐藤(勲)委員 先ほど堀江委員から金融機関再建整備法のことについて質問がございましたが、これと関連しまして、私は第三国会の場合において郵便年金の第二封鎖の打ち切りに対する緊急動議を出したことがありますが、現在の実情は預金部の方はどういふ形になっておりますか、ちよつと郵便年金のことについて簡単に御説明を願いたいと思ひます。

○島村委員長 佐藤君、その点は銀行局長が参りましてからお答えいたすべくあります。委員の諸君に御了解を得たいと思ひますが、ただいま銀行局長が参りますので、それまで金融機関再建整備法の一部を改正する法律案の御質疑をお待ちいただきまして、さきの専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案の方で御質疑がございましたら……。

○佐藤(勲)委員 専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案の質疑につきましては、非常に簡単なことでもありませんし、了承もできますので、本案はこれで質疑を打ち切り願ひたいと思ひます。

○島村委員長 ただいまの佐藤さんの動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議ないものと認めまして質疑を打ち切ることとしたします。

○島村委員長 それではただいま銀行局長が見えませんか、本日提案されました食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の政府の説明を求めることにいたします。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四條ノ二中「千二百億円」を「千五百億円」に改める。

第四條ノ三第一項中「日本銀行ヲ除ク以下同シ」と日本銀行ヲ除クに「農業協同組合又ハ農業会」を農林中央金庫又ハ農業協同組合に改め、同條第二項を次のように改める。

政府ハ日本銀行又ハ農林中央金庫ニ對シ食糧ノ買入代金ノ支拂ニ必要ナル資金ヲ交付スルコトヲ得

同條第三項中「前項ノ資金ノ交付」を「食糧ノ買入代金ノ支拂」に改め、附則第四項の次に次の一項を加ふる。

食糧確保臨時措置法(昭和二十三年法律第八十二号)ノ規定ニ依ル農業調整委員会ニ關スル費用ノ負担金ハ昭和二十三年度ニ限り本会計ノ所屬トス

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 食糧確保臨時措置法の一部を次のように改正する。

第十八條の見出しを「(負担金)」に改め、同條中「補助金を市町村に交付する」を、その費用を負担するに改める。

○塚田政府委員 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

改正の内容は次の三點であります。

第一點は、食糧証券及び借入金等の限度額千二百億円を千五百億円に引上げようとする改正であります。その理由は、第二回國會の議決を経て改訂されました千二百億円の最高限度額は、主要食糧の買入数量を前年の実績から推算いたしましたして、本年の十月末日までに内地米五百万石を、また二月末日までに割当数量三千二百万石の買入を終了する。こういう予定のもとにきめられたものでございます。ところが本年の実績は、十月末における買入数量はすでに、九百万石を突破し、今後計画の二割増をもつて買入が進行いたしますように見受けられるのであります。こういたしますと、十二月末までに割当数量の買入が完了することとなり、それだけ手持数量が増加することと相なる次第であります。また政府の買入れ價格も当初計画の見込み價格三千三百八十円を約一割程度上まわつて決定された關係も加わりまして、十二月末における所要資金は千四百三十億円を必要とし、これに資金計画上の余裕を見込み、その法定限度額千二百億円を千五百億円まで引上げる必要があるものであります。

第二點は食糧買入れ代金支拂事務の整備に關する改正であります。現在食糧買入れ代金の支拂いは、農業協同組合、農業会及び一般市中銀行に委託して行わねることとなつてゐるのであります。が、その後の状況にかんがみ、その支拂に必要な資金の交付方法につき所要の改善を加へ、あわせて農業会の解散に伴う不用條文の改正措置を行つた次第であります。

第三點は、農業調整委員会に關する費用を今年度に限つてこの會計の所屬とする措置を講じたこととあります。御承知の通り、農業調整委員会は本年七月、食糧確保臨時措置法に基き、都道府縣及び市町村等に設けられましたが、供出數量の公正な割當が當面の主要な任務となりまして、今年度限り、その費用の負担金をこの會計の所屬とするにとし、本法の附則にこれに必要な一項を加えた次第であります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

○島村委員長 しばらく休憩いたします。

午後四時五十分四休題

午後四時五十五分開議

○島村委員長 休憩前に引続きまして、會議を開きます。

○佐藤(勲)委員 金融機関再建整備法の一部を改正する法律案は、大體質疑もないようでありますから、これで打ちられんことを希望いたします。

○島村委員長 佐藤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。さよう決定いたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後四時五十七分散會

【第二号参照】

正誤

日本専賣公社法案印刷物中

一頁 一〇行 「第五十六條」は「第五十七條」の誤

二頁 五行 「現に國の專賣に屬する」は「現在の國の專賣」の誤

三頁 四行 「引継がる」は「引き継がる」の誤

四頁 三行 「釐産税」は「釐産税、入場税、酒消費税」の誤

一〇頁 二行 三行は次のようになるべきの誤

「第二十二條 公社の職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降職され、又は免職されることがない。」

一〇頁 九行 一〇行は次のようになるべきの誤

「第二十三條 公社の職員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、休職にされることがない。」

一三頁 六行 七行は次のようになるべきの誤

「第二十七條 公社の職員の労働關係に關しては、公共企業体労働關係法の定めるところによる。」

一五頁 七行 「政令」は「政令若しくは省令」の誤

二〇頁 二行から五行までは次のようになるべきの誤

「第四十一條 公社の業務に關する現金については、法律又は政令の定めるところにより、國庫金の取扱に關する規程による。」

二三頁 九行 「登記しなければならぬ場合において」は「第五條第一項の規定に基いて発する政令に違反して」の誤

二四頁 四行の次に次の一條を入れるべきの誤
(他の法令の準用)

「第五十條 訴願法(明治二十三年法律第百五号)、土地收用法(明治三十三年法律第二十九條)その他政令で定める法令については、政令の定めるところにより、公社を國の行政機關とみなして、これらの法令を準用する。」

二四頁 六行 「第五十條」は「第五十一條」の誤

二五頁 八行 「第五十一條」は「第五十二條」の誤

二六頁 五行 「第五十二條」は「第五十三條」の誤

七行 「第五十三條」は「第五十四條」の誤

一一行 「第五十四條」は「第五十五條」の誤

八行 「第五十五條」は「第五十六條」の誤

一〇行 「第五十六條」は「第五十七條」の誤

二八頁 四行 「別に」は「別に法律又は」の誤

正誤

日本専賣公社法案印刷物中

一三頁 一行 「第三十二條、第三十五條又は第四十條」は「第三十二條又は第三十五條」の誤

昭和二十四年一月十九日印刷

昭和二十四年一月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局